

土庄町農業委員会会議録

平成30年6月20日

出席委員

濱岡 重夫	中黒 哲也	森田 嗣洋	石井 正樹
平林 紀芳	三村 康	森 和志	濱中 紀仁
末長 顕悟	中野 博喜		

欠席委員

佐竹 義光	中川 修作	佐伯 敏雄	藤田 忠義
-------	-------	-------	-------

事務局

事務局長	川本 公義	主任主事	三浦 博樹
------	-------	------	-------

開会時刻 13時30分

場所 土庄町役場 会議室

(議 長)

ただいまから、6月の農業委員会を開催いたします。

(開会あいさつ)

本日は、付議事項として5議案がございます。

議事に入る前に議事録署名人をお願いしておきます。

森田委員、平林委員よろしく申し上げます。

続きまして、議案第1号「農地の所有権移転承認について」の審議に入ります。

事務局からご説明いたします。

(事務局) 議案書1～2ページ、審査書を基に説明。

農地法第3条第2項各号の要件に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

(議 長)

説明が終わりましたので、議案第1号第3番について、森田委員からご説明をお願いします。

(森田委員)

議案第1号第3番について説明いたします。場所は、平木の中心あたり、そこから昇って行ったところ。譲渡人の夫、息子は亡くなっており、耕作できる方がおりません。そうしたところ、譲受人がオリーブでも植えようかということで、譲る話になったそうです。現状は荒れており、このまま荒れてしまうよりは良いかと思えます。

(議 長)

森田委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第1号第3番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議長)

議案第1号第3番について、原案のとおりご承認いただきました。

(議長)

続きまして、議案第1号第4番について、中黒委員からご説明をお願いします。

(中黒委員)

議案第1号第4番については、場所については、鹿島のホテル周辺に住宅地があるところの中です。その道路に面するところです。譲受人は病院に勤めており、仕事の合間にオーリーブなどの耕作を行いたいとのこと。譲渡人は島外にあり、管理もできない状態です。現状は木が茂っており、このまま荒れてしまうよりは良いかと思えます。

(議長)

中黒委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第1号第4番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議長)

議案第1号第4番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして、議案第2号「農地の転用承認について」の審議に入ります。

事務局からご説明いたします。

(事務局) 議案書3～6ページ、審査書を基に説明。

農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

(議長)

説明が終わりましたので、議案第2号第1番について、濱中委員からご説明をお願いします。

(濱中委員)

議案第2号第1番については、申請人本人からも連絡がありました。申請地の左隣に現在申請人が住む宅地があり、申請地は家庭菜園として使用しています。議案書にもあるように、現在の住宅が老朽化しており、新しい住宅が必要となったということです。特に問題は無いかと思えます。

(議長)

濱中委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第2号第1番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議長)

議案第2号第1番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして、議案第3号「非農地証明願承認について」の審議に入ります。

事務局からご説明いたします。

(事務局) 議案書7～8ページ及び追加資料、審査書を基に説明。

土庄町非農地証明事務処理要領3(2)の許可要件を満たしていると考えます。

(議長)

説明が終わりましたので、議案第3号第2番について、欠席の中川委員に代わり、事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

中川委員からお聞きしたことについて説明いたします。

議案第3号第2番については、県道から旧道を上り、さらに山の中を登って行った場所です。申請地は完全に山林化しており、境界の杭も確認できませんでした。川沿いのところですが、踏み入るのも難しいような状態であり、非農地証明を行うことに問題は無いかと思えます。

(議長)

事務局からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第3号第2番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第 3 号第 2 番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして、議案第 4 号「農用地利用集積計画承認について」の審議に入ります。

事務局からご説明いたします。

(事務局) 議案書 9～10 ページ、審査書を基に説明。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

(議 長)

説明が終わりましたので、議案第 4 号第 6-6 番について、欠席の佐竹委員に代わり事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

議案第 4 号第 6-6 番については、再設定案件であり、以前からずっとイチゴを作られており、現在も耕作しておりますので、特に問題は無いかと思えます。

(議 長)

続きまして、議案第 4 号第 7-7 番について、三村委員からご説明をお願いします。

(三村委員)

議案第 4 号第 7-7 番については、再設定案件です。貸主は馬越在住であり、貸付地は小馬越です。貸主は高齢ですので、本申請地までは遠く、十分な管理は難しい状態にあります。ですので、引き続き借人が耕作を行うことに問題は無いかと思えます。

(議 長)

三村委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第4号第6-6番、7-7番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議長)

議案第4号第6-6番、7-7番について、原案のとおりご承認いただきました。

(議長)

続きまして、議案第4号第8-8番、9-8番、第5号1-1番について、まず事務局からご説明をお願いします。

(事務局) 議案書11～12ページ、審査書を基に説明。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

(議長)

説明が終わりましたので、議案第4号第8-8番、9-8番、第5号1-1番について、中黒委員からご説明をお願いします。

(中黒委員)

議案第4号第8-8番、9-8番、第5号1-1番について説明いたします。場所については、鹿島のホテルからずっと奥の方に入っていったところになります。現状すでにオリーブが植えられております。腰掛の方の申請地につきましては、土庄港から戸形の方へ進んだところで、山に少し入った所です。こちらも現状すでにオリーブが植えられております。貸

人が高齢で管理が難しくなったことに加え、借人は、広くオリーブ栽培をやられており、もう少し耕作地を増やしたいということで今回の申請に至ったとのことです。

(議 長)

中黒委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第4号第8-8番、9-8番、第5号1-1番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第4号第8-8番、9-8番、第5号1-1番について、原案のとおりご承認いただきました。

本日の審議については以上ですが、事務局から協議・報告事項があります。

- 農業委員会の平成29年度活動評価・平成30年度活動計画について
- 前月議案の保留案件の現状確認について
- 来月の委員会について

開催日時 7月20日(水) 午後1時半～ 役場2階 会議室

(議 長)

協議・報告事項は、以上です。

皆さまから何かありませんか。

なければ、これで閉会とします。本日はありがとうございました。

閉会時刻 15時00分

議事録署名人 議長 濱岡 重夫

議事録署名人 森田 嗣洋

議事録署名人 平林 紀芳